

## 岐阜県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

平成14年 2月14日

### 岐阜県警察訓令第2号

改正 平17県警察訓令15号 平28県警察訓令19号、令3県警察訓令8号

(目的)

第1条 この訓令は、岐阜県警察職員の分限の取扱いに関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、岐阜県職員の分限に関する条例（昭和26年岐阜県条例第23号。以下「分限条例」という。）及び岐阜県職員の分限に関する条例施行規則（昭和29年岐阜県人事委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する警察職員をいう。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。
- (2) 所属長 職員を監督する地位にある者のうち、岐阜県警察本部（以下「警察本部」という。）の部長、警務部参事官兼首席監察官、総務室長、課長、隊長及び所長、警察学校長並びに警察署長をいう。
- (3) 分限処分 法第28条第1項若しくは第2項又は分限条例第2条の3若しくは第2条の4の規定に基づき、職員をその意に反して降任、免職、休職又は降給させる処分をいう。
- (4) 分限手続 職員に対して分限処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。

(所属長の申立て)

第3条 所属長は、所属の職員が法第28条第1項各号（第4号を除く。）若しくは第2項各号又は分限条例第2条の3各号（第4号を除く。）若しくは第2条の4のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

2 所属長は、前項の調査をした結果、分限手続に付す必要があると認めるときは、分限処分申立書（様式第1号）、身上調査書（様式第2号）及び次に掲げる資料を添えて、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由し、本部長に分限処分に付すべき旨を申し立てなければならない。

- (1) 分限処分に該当すると認める職員の聴取書又はてん末書
- (2) 前号において、当該職員が供述又はてん末書の提出を拒んだときは、監

督者の事実調査書

- (3) 関係人の聴取書又は陳述書
- (4) 法第28条第1項第2号若しくは第2項第1号又は分限条例第2条の3第2号の規定に該当すると認められる場合は、本部長が別に指定する医師2名の診断書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、分限手続に付す必要があると認めるに足りる資料

(警務課長の申立て)

第4条 警務課長は、法第28条第1項各号（第4号を除く。）若しくは第2項各号又は分限条例第2条の3各号（第4号を除く。）若しくは第2条の4のいずれかに該当する職員があると認めるときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

- 2 警務課長は、前項の調査をした結果、分限手続に付す必要があると認めるときは、前条に準じて本部長に申し立てなければならない。

(復職等の申立て)

第5条 所属長又は休職を命ぜられた職員が、次の各号のいずれかに該当し、本部長にその申立てをする場合においては、その事実を認定するに足りる資料を添えて行うものとする。

- (1) 分限条例第6条第3項の規定により、休職期間の更新をするとき
- (2) 分限条例第6条第4項の規定により、休職の事由が消滅したとき
- (3) 分限条例第6条第6項の規定により、当該刑事事件が裁判所に係属しなくなったとき

(岐阜県警察職員分限審査委員会の設置)

第6条 分限手続に付された職員につき、分限処分の要否、分限処分の種別及び程度その他分限処分に関し必要な事項を審査するため、警察本部に岐阜県警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は本部長とし、委員は各部長、警務部参事官兼首席監察官、総務室長及び警察学校長並びに委員長の指定する者をもって充てる。
- 3 委員長に故障があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

(委員会の書記)

第8条 委員会に、若干名の書記を置く。

- 2 書記は、警務部警務課に勤務する職員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 書記は、委員長の命を受けて庶務に従事する。

(除斥)

第9条 委員長及び委員は、自己又はその親族に対する分限処分の審査に参加することができない。

(審査の要求)

第10条 本部長は、第3条及び第4条の規定による申立てを受けた場合において、分限処分に付す必要があると認めるときは、速やかに委員会に対し分限審査要求書(様式第3号)に資料を添えて、分限手続に付すべき旨を申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)に係る分限処分の審査を要求するものとする。

(勤務に関する指示等)

第11条 本部長は、前条の規定により審査を要求した場合において、必要があると認めるときは、申立ての調査及び審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、並びに被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品及び貸与品の返納を命ずることができる。

(委員会の審査)

第12条 委員会は、第10条の規定による要求があったときは、速やかに審査を行わなければならない。

- 2 委員長は、前項の審査を行うときは被申立者に分限審査通知書(様式第4号)により、所属長を経由し、審査を行うことを通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合においては、被申立者に対する通知を省略することができる。
- 3 委員会の審査は、書面によるものとする。ただし、被申立者が口頭で意見を述べる機会を要求した場合又は委員会が必要と認めた場合には、被申立者その他関係人の出席を求めて、口頭による審査(以下「口頭審査」という。)を実施することができる。
- 4 委員会は、被申立者が前項の規定により口頭審査を要求したときは、第1項の規定にかかわらず、その要求のあった日から7日間は委員会の審査を行わないものとする。
- 5 委員会の議事は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 委員会の審査は、公開しない。

(口頭審査の手続)

第13条 前条第2項の通知を受けた被申立者は、回答書(様式第5号)に分限処分通知書の受領日及び口頭審査の要求の有無を記載し、直ちに所属長を経由して提出しなければならない。

- 2 被申立者が、分限審査通知書の受取を拒み、又は前項の規定による回答書

を提出しないときは、口頭審査を実施しないものとする。

- 3 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、速やかに委員会における審査の期日及び場所を通知するとともに、分限処分申立書の写しを送達しなければならない。
- 4 口頭審査は、被申立者を出席させて行うものとする。ただし、被申立者が正当な理由がなく出席しないときは、この限りでない。

(関係人及び資料)

第14条 委員長は、必要と認める関係人を出頭させ、又は資料の提出を要求することができる。

- 2 被申立者は、委員会の審査の期限の3日前までに、委員長に対し要求書(様式第6号)により被申立者側の関係人の呼出しを要求し、又は必要と認める資料を提出することができる。
- 3 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者側の関係人を委員会に呼び出さなければならない。

(委員会の勧告)

第15条 委員会は、審査の結果を勧告書(様式第7号)により、本部長に勧告するものとする。

(分限処分書等の交付)

第16条 分限処分は、被申立者に対して所属長を経由し、分限処分書(様式第8号)及び処分説明書(様式第9号)を交付して行うものとする。

- 2 被申立者の所在を知ることができない場合においては、分限処分書及び処分説明書の交付は、当該分限処分の内容を岐阜県警察公告(様式第10号)により岐阜県公報に登載し公示することをもってこれに替えることができるものとし、公示の日の翌日から起算して2週間を経過したときに当該文書の交付があったものとする。
- 3 所属長は、第1項の分限処分書及び処分説明書の交付に際しては、受領書(様式第11号)を徴するものとする。

(復職の通知)

第17条 本部長は、第5条の規定に係る復職を決定したときは、所属長を通じ人事異動通知書(様式第12号)により、当該職員に通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

〔 平成17年3月30日 〕  
〔 岐阜県警察訓令第15号 〕

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 [ 平成28年4月21日 ]  
岐阜県警察訓令第19号

この訓令は、平成28年4月21日から施行する。

附 則 [ 令和3年3月26日 ]  
岐阜県警察訓令第8号

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

※別記様式省略

